

令和6年4月1日

各位

東京都千代田区麹町六丁目1番地1  
株式会社あおぞら銀行  
代表取締役社長 大見 秀人

## 銀行法施行規則第13条の5第4項に基づく揭示

株式会社あおぞら銀行(以下、「当行」という。)は、銀行法施行規則第13条の5第4項の規定により、元本の補填の契約をしていない信託契約の締結に際し、当該信託契約を締結するお客様(以下、「お客様」という。)に、下記の内容を揭示いたしますので、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 元本の補填の契約をしていない信託契約について

元本の補填の契約をしていない信託契約につきましては、当行は、元本の補填の契約をしておりませんので、お客様は当該内容をご確認・ご認識いただいた上で、お客様ご自身のご判断・ご責任の元で、信託契約を締結願います。

#### 2. 元本の補填の契約をしていない金銭信託に係る信託契約について

当行は、お客様と元本の補填の契約をしていない金銭信託に係る信託契約を締結する場合には、当行担当者等からお客様に対し、銀行法施行規則第13条の5第2項各号に掲げる事項を説明いたしますので、お客様は、説明をお受け下さい。当該説明をご確認・ご認識いただいた上で、お客様ご自身のご判断・ご責任の元で、信託契約を締結願います。なお、当行担当者等からの当該説明につきまして、ご質問・ご疑問等がございましたら、信託契約の締結前に、当行の担当者宛追加説明の要請を願います。

<参考:銀行法施行規則>

#### 第13条の5第2項

銀行は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項(当該銀行が発行する社債(銀行法第10条第3項第1号に掲げる短期社債を除く。)にあつては、第3号及び第4号に掲げるものを除く。)を説明するものとする。

- ① 預金等ではないこと。
- ② 預金保険法第53条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。
- ③ 元本の返済が保証されていないこと。

以上